

今月の解説①

犯罪収益移転防止法施行規則および外国為替に関する省令の改正によるeKYCの導入

弁護士法人 御堂筋法律事務所 弁護士 高橋 良輔

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という）、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という）の本人確認方法に関して、犯収法施行規則の改正案が2018年7月2日、外国為替に関する省令（以下、「外為省令」という）の改正案が同年8月10日にそれぞれパブリックコメントに付され、いずれも同年11月30日に結果の公表（以下、犯収法施行規則のパブリックコメント結果を「パブコメ」、外為省令のパブリックコメント結果を「外為省令パブコメ」という）・公布とな

った（施行については二段階に分けて実施）。

本件改正により、オンラインで完結する本人確認方法が選択肢の一つとして加わるなど、金融機関を含めた事業者に与える影響も一定程度あることから、その他の改正内容も含めて、ポイントを解説する。

なお、本稿中で意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属したまたは過去に所属した組織・団体の見解ではないことに留意されたい。

一 eKYCの導入に至る経緯

1 eKYCとは

マネロン・テロ資金供与対策において、顧客の本人特定事項や取引を行う目的、職業、事業の内容等を確認することは、当該顧客のマネロン・テロ資金供与リスクを把握するうえで非常に重要なものである。こうした顧客管理は、一般にKYC（Know Your Customer）と称されている。

FinTechに代表される金融・

IT融合の動きが世界的規模で進展し、金融業・市場に変革をもたらしつつあるなか、そのような動きをより促進するものとして、KYCのうち、スマートフォンやパソコン等のデバイスを活用するなどして、オンラインで本人特定事項の確認を完結することについて、特にeKYC（Electronic Know Your Customer）と呼ばれることがある。

今般の犯収法施行規則および外為省令の改正は、自然人の本人特定事項について、オンラインで完結する確認方法を追加し

TOPIC 地域におけるPPP／PFIの推進に向けて

1 近年のPFI関連法制の改正と今後の方向性

内閣府 PPP／PFI推進室 主査 川嶋 佑介

近年、多くの公共施設の老朽化が進み、将来的に持続可能な形で更新を図っていく必要が生じてくることが予想されます。

一方、全国で財政状況が苦しい地方公共団体が非常に多くなってきたおり、政府としては、そうした状況下における施設更新のあり方の一つとして、従来の発注方式のほかに、民間の資金やノウハウ等を活用したPPP(Public Private Partnership)／PFI(Private Finance Initiative)手法の導入を提案してきました。そして、各地方公共団体や民間企業の皆様のご意見をもとに、よりPPP／PFI手法を導入しやすくすべく、昨年6月、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下、「PFI法」といいます)を改正したところであります。本稿では、今後PFI事業への出資の担い手となり得る地域金融機関に知っておいていただきたい改正PFI法についての要点を述べるとともに、実際に内閣府PPP／PFI推進室

(以下、「当室」といいます)が行っている支援策や今後の方向性について解説します。

なお、本稿記載の内容に関するより詳細な情報については、当室までお問い合わせください。

一 改正PFI法の概要

前述のとおり、政府はこれまで財政健全化に向けた選択肢の一つとして、PFI手法の導入を推進してきました。2016年に初めて策定した「PPP／PFI推進アクションプラン」では、国内におけるPPP／PFIの事業規模目標として21兆円という数値を具体的に示し、達成に向けた支援をあわせて実施しています(法律以外の具体的な支援メニューについては後述します)。

昨年のPFI法改正は、そうした支援の一環として、これまでPFI事業を実施しようか検討しながらも、ノウハウが不足していたり、手続が煩雑であったりすることから事業実施に踏

み出せていない方々への裾野の拡大を目的としたものです。

1 国の支援機能の強化

これまで、PFI事業に関する様々な問合せを当室にいただいていたことが、質問の内容によつては、事業所管省庁が責任を持つて回答する観点から、「○省所管の内容です」と、そこらにお尋ねください」といった対応をしてきた事例もありました。そうした状況は、お問い合わせいただいた方の手間が増え、疑問点をクリアにすることへのハードルが高くなることから、案件の形成をためらっていた部分もあるのではないかと懸念しています。そこで、今回の改正PFI法において、当室にいわゆる「ワンストップ窓口」制度を創設することとしました。

具体的には、PFI事業を実施、または実施しようとしている公共施設等の管理者等(地方公共団体など。以下、「管理者等」といいます)および民間事



基礎から学ぶ

事業承継M&Aのポイント



第1回 事業承継M&Aの全体像



ベイス法律事務所 弁護士 伊藤 良太

いとう・りょうた ● 2012年弁護士登録。
15年中小企業庁財務課採用（事業承継施策を担当）。17年ベイス法律事務所を設立。
事業承継を中心とし、中小企業法務全般に取り組む。

近年、マスコミ等における中小企業経営者の高齢化の報道などを通じて、事業承継問題は我が国にとって深刻な課題であることが注目され始めました。そして、平成30年度税制改正における特例・事業承継税制の創設により、事業承継ブームは一気

に過熱しています。そんななか、増え続けるのが中小企業におけるM&Aによる事業承継です。本連載では、特に金融機関において新たに営業担当者として取引先中小企業の事業承継問題に取り組もうとする皆様に向けて、事業承継におけるM&A

の位置付けと全体像、プロセスごとの留意点などをお伝えします。

一 事業承継の全体像とM&Aの位置付け

1 事業承継手法の分類

従来、事業承継の手法の分類として頻繁に登場したのは、先代経営者と後継者の人間関係に着目した、「親族内承継」「親族外（従業員）承継」「第三者承継（事業引継ぎ）」という分類でした。

この、先代経営者と後継者の人間関係に着目した従来の分類方法は、事業承継の現状を事後的に分析する手法としては有意義なものです。しかし、ある中小企業において今後どのような事業承継手法を選択すべきか、という課題解決に資するものではありません。

それでは、具体的な事業承継における手法を選択する際には、どのような要素を考慮すべきなのでしょう。この検討に

資する資料として、【図表1】をご紹介します。

先代経営者が元気なうちに、後継者に経営権（意思決定権）と財産権を移転させる①生前実現型は、計画的な承継が可能であり、相続後の争いも最小限に抑えることができますので、事業承継に最も適した方法と言えます。また、遺留分に配慮した遺言を遺すことも、②生前準備型の最低限の対策として必要不可欠です。ただし、財産権の承継方法として遺言は有力な方法ですが、経営（権）の承継については、先代経営者が元気なうちの対策が必要であることは言うまでもありません。

仮に③死後対応型になってしまふと、相続争いの発生や事業承継前後での経営の不安定化リスクが飛躍的に高まってしまいます。本稿では、各手法のメリット・デメリットの詳細には触れませんが、読者各位において、よくご検討いただければと思います。